

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成28年2月15日（平成28年（独情）諮問第17号）

答申日：平成29年5月15日（平成29年度（独情）答申第2号）

事件名：全国障害認定医会議の議事録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「2010年1月以降に開かれた障害認定事務担当職員事務打ち合せ会、障害認定医会議それぞれの会議資料および議事録など議事内容が分かる資料等」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別表1の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成27年3月20日付け年機構発第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、別表の1欄に掲げる部分の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 各年度の「全国障害認定医会議」の議事録（「平成24年度全国障害認定医会議（内部・外部の障害）」の資料3「意見交換」部分を含む）

貴機構は不開示とした理由について、「公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」などを挙げているが、認定医は全国に約200人おり、発言した認定医が特定できなければ、こうしたおそれが具体的にあるとは認められない。したがって、こうしたおそれを回避するのであれば、発言者の氏名、および発言中の個人が特定される情報のみを非開示とすれば足りるものとする。抽象的な可能性のみで不開示とするのは、法の拡大解釈、裁量権の乱用に当たると考える。

ましてや、現在の障害年金の審査・認定のシステムからすれば、認

定医は障害年金の支給・不支給をほぼ決定づける権限を有している。公的権限を行使する存在に近いのであり、認定医の間でどのような議論が交わされたかは高い公益性を有しているといえる。また、障害者の生活を左右するその権限の大きさととの比較衡量からすれば、一定の説明責任や透明性が担保されるべきだと考える。

以上のことからすれば、法7条に定める公益上の必要性から、全面開示、もしくは発言者の氏名や個人情報等を特定できる情報のみを不開示として、それ以外の部分は開示するのが適当であると考えられる。

イ 「平成25年度全国障害認定医会議」及び「平成25年度全国障害認定医会議（内部の障害）」の「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）」

貴機構は不開示とした理由について、「審議・検討をしている段階の内容であり、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」などを挙げているが、そもそも、障害年金の有期認定に関するガイドラインは、障害者の生活に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、高い公益性を有しているというべきであり、法7条に定める公益上の必要性があるものと考えられる。

むしろ、外部の意見を取り入れず、検討過程も公表しないまま策定されるべきものではなく、公表することによって外部から意見が寄せられたとしたら、むしろ貴機構はそうした意見を参考にするべきであって、「意思決定の中立性が不当に損なわれる」「不当に認定事務の運営に混乱を生じさせる」との見解自体が当を失していると言わざるを得ない。

仮にその主張に立ったとしても、上記のような事態が生じるおそれが具体的にあるとは言えず、抽象的な可能性のみで不開示とするのは、法の拡大解釈、裁量権の乱用に当たると考える。

最低限、貴機構はガイドラインを最終的に策定した後は、速やかにこの文書を開示すべきである。その時点においては上記のようなおそれが生じることはもはやないのであるから、不開示とする理由は全くない。なお、これはあくまで「最低限の対応」として求めるものであって、「ガイドライン策定後に開示すればよい」と受け止められないことがないよう、申し添える。当方としては、策定前の段階であろうと、速やかな開示を求めるものである。

(2) 意見書（平成28年3月16日收受）

平成28年（独情）諮問第17号「全国障害認定医会議の議事録等の一部開示決定に関する件」について諮問庁から提出された「理由説明書」に対し、異議申立人としての意見を以下に申し述べます。

ア 各年度の「全国障害認定医会議」の議事録について

まず、諮問庁は「認定医会議は外部への公開を想定したものではない」とした上で、「議事録は内部文書という位置づけで、備忘録として作成されたものである」と述べているが、法は2条で「「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているもの」と定めている。したがって、会議が公開を想定したものかどうか、議事録が内部文書かどうかという点は、そのことのみでは不開示とする理由にはなり得ないと理解している。そのことを指摘しておきたい。

次に、諮問庁は「個別事例に関する発言が含まれている」「決定前の事項に関する情報が含まれている」ことを不開示の理由に挙げているが、これとて、障害年金の請求者の個人名や、事例を特定できるような情報のみを不開示とすれば足りると考える（もっとも、そこまでの詳細な情報が認定医会議で明らかにされているとは思えない）。

そもそも、発言者たる認定医の氏名を黒塗りにすれば、請求者の傷病名など一定の情報が会議の中で明らかにされていたとしても、それだけでは請求者がどの都道府県に住むどの人間かは特定しようがない。決定前の事項についても、同様に特定は不可能であって、「認定事務を担う現場に混乱を招く」という主張は針小棒大と言わざるを得ない。また、現実的には、文書の開示請求がなされ議事録が開示された頃には、当該「決定前の事項」の認定は、ほとんどのケースにおいて終了していると考えられる。

さらに、厚生労働省が2015年2月から2016年2月まで開いた「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家会合」について述べる。この検討会では各地の認定医である医師が委員に就いており、そのことは検討会の席上で明らかにされている。委員の氏名・所属先も公開されており（別紙1）、どの都道府県の認定医かは容易に判明する。一部の回を除き検討会は公開で行われており、厚労省のホームページに掲載されている議事録の一部を抜粋すれば、別紙2のような議論が行われている。これはあくまで例示であるが、見れば分かるとおり、障害年金の審査に当たるそれぞれの認定医の考え方や、審査で注目する点、決定前の事項に関する情報が明らかにされている。

この程度の範囲の情報であれば支障をきたさないと判断しているからこそ、公開しているのであろう。検討会は厚労省と諮問庁が事実

上，一体的に開催しており，諮問庁の職員も出席している。したがって，認定医会議の意見交換について「認定事務を担う現場の混乱を招く」「（意見交換での）基準が一般的な審査基準であるかのごとく誤解される」「審査基準を潜脱するような不適切な請求につながる」とする諮問庁の主張は，一貫性を欠くと言わざるを得ない。

また，諮問庁は「認定医は（中略）機構の要請を受け，医学的知見の提供に伴う委託契約をしている」と指摘しているが，そのことは承知している。申立人が「認定医は障害年金の支給・不支給をほぼ決定づける権限を有している」と，わざわざ「ほぼ」と記したのはそのためである。委託契約であるということは形式的な問題であって，諮問庁の障害年金の認定において認定医が実態上，決定権限を有していることは紛れもない事実である。だからこそ，厚生労働省は上記の専門家検討会の委員の多くを認定医にしているのであって，認定において大した権限を有しないのであれば，認定医たちに検討してもらおう意味はない。さらに，裏付け資料として別紙3を添付する。これは，機構による障害年金の認定で実際に使われている「障害状態認定表」もしくは「認定調書」と呼ばれる書類である。これを見れば，機構の職員が認定医に伺いを立て，認定医の判断がそのまま認定結果になることが分かる。無論，理論上は最終決定権者は厚生労働大臣であり，すべてのケースで認定医の判断がそのまま認定結果になるとは限らない。しかし，申立人の取材に対し，機構の現・元職員は「医師による医学的な判断を職員がひっくり返せるわけがない」「認定医が交代したとたんに，認定が厳しくなった」などと話しており，このことから事実上は認定医が決定権限を持っているに等しいことが分かる。

よって，「障害者の生活を左右する権限の大きさとの比較衡量をすべき対象ではない」との諮問庁の主張は当を失している。

イ 「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）」について

諮問庁の理由説明書を読むと，諮問庁はこのガイドラインが最終的に策定された場合でも公開しない考えのように受け取れるが，少なくとも，決定した段階では公開すべき情報であろう（その理由は審査請求書に記したとおりである）。諮問庁は「有期認定ガイドラインとは，あくまで非公開のものであって」としているが，どのような経緯と理由でそう決定したのか，明らかにされたい。

また，上記の専門家検討会では障害年金の等級判定ガイドラインの策定過程の議論，途中段階の案，最終的に決まったガイドラインの内容が公開されている。諮問庁は有期認定ガイドラインについて「検討内容を公開することにより，（中略）有形無形の働きかけが

行われ、正式に決定できない懸念がある」「一般的な審査基準であるかのごとく誤解され、その審査基準を潜脱するような不適切な請求につながりかねない」などと主張するが、もしそうであれば、等級判定ガイドラインでも同じことが言えるはずである。もちろん、二つのガイドラインの内容は異なるものであるが、開示について全く異なる取り扱いとするのは、やはり首尾一貫していない。等級判定ガイドラインに比して有期認定ガイドラインを不開示とする正当な理由があるのであれば、説明されたい。

別紙（省略）

(3) 意見書（平成29年4月25日收受）

ア 諮問庁は、「補充理由説明書」の項番3において、全国障害認定医会議の議事録を公表することによって、「認定医が外部から圧力や干渉等の影響を受けることを考え、率直な意見交換が行われにくくなる」ことが予想される」と主張する。

しかし、異議申立人は前回の意見書で述べたとおり、会議で発言した認定医の氏名の部分を非開示とすることは、一定の理解を示している。発言者が誰か特定できなければ、外部の人間が圧力をかけたり干渉したりすることは不可能であり、諮問庁の主張は非現実的な恐れをことさら誇張していると言わざるを得ない。よって、「率直な意見交換が行われにくくなる」との主張は当たらないと考える。

また、「率直な意見交換が行われにくくなる」との主張については、別の反論も申し述べたい。仮に、認定医が問題のある発言をしていた場合、それは公表することのほうが公の利益に資するものである。障害年金の認定において、大きな権限を有する認定医が、例えば差別的な思想の持ち主でないか、偏った考え方を持っていないかといった情報は、公にされて然るべきである。むしろ、現状においては認定医がどのような考えのもとに障害年金の認定をしているのか、あまりに不透明・ブラックボックスであり、諮問庁には積極的に情報を公開する義務があると考ええる。

諮問庁は「障害認定実務の方針が詳細に議論されており、公表することにより不正な請求等に悪用されかねない」とも主張する。しかし、これも前回の意見書で申し述べたとおり、厚生労働省が2015年2月から2016年2月まで開いた「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」では、認定医が認定実務で注目する点などが相当程度詳しく明らかにされている。同検討会は一部の回を除き、公開で行われており、諮問庁の主張は首尾一貫していない。また仮に、不正請求を招くような情報が真にあるのであれば、その部分のみを非開示にすればよいのであって、議事

録全体を非開示にする理由とはならない。

イ 「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）」について、異議申立人は前回の意見書において「諮問庁は『有期認定ガイドラインとは、あくまで非公開のものであって』としているが、どのような経緯と理由でそう決定したのか、明らかにされたい」と申し述べたが、この点について補充理由説明書で回答がなかったことを指摘しておきたい。

補充理由説明書における同ガイドラインについての諮問庁の主張は、従来の内容を繰り返しているに過ぎず、それに対する異議申立人の主張は2015年5月12日付審査請求書、および2016年3月14日意見書で申し述べたとおりである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経過

ア 本件異議申立てに係る経過は以下のとおりである。

平成26年4月22日に異議申立人が、機構本部あてに、「①2010年1月以降に開かれた障害認定事務担当職員事務打合せ会、障害認定医会議それぞれの会議資料および議事録など議事内容が分かる資料、②別紙の一覧表左端にマル印を付けた文書、③給付指2011-272に記載されたサンプル調査の結果が分かる文書」の開示請求を行った。

これに対し諮問庁は、対象文書が膨大であるため、平成26年5月21日に開示決定等の期限の特例規定の適用を行ったうえで、平成26年6月20日に一部開示決定を行い、平成27年3月20日に残りの文書について開示決定した。

なお、以下の部分は不開示とした。

(ア) 開示文書の診断書等、開示文書の個別事象の指示依頼に掲載された対者氏名について

当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む）（法5条1号に該当）のため、不開示とする。

(イ) 開示文書の検討中の資料及び意見交換部分に関する議事録について

全国障害認定医会議の議事は、審議・検討をしている段階の内容であり、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に認定事務の運営に混乱を生じさせるおそれがある（法5条3号に該当）。また、障害認定医が

公表を意識することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることを考え、率直な意見交換が行われにくくなり、その結果として障害認定事務の適正な運用に支障をおよぼすおそれがある（法5条4号に該当）ため、不開示とする。

(ウ) 開示文書の照会担当者の電話番号及び業務用メールアドレスについて

当該情報は、当該法人が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、法5条4号「法人事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ため、不開示とする。

(エ) 開示文書に記載された障害認定審査医員氏名について

特定の審査拠点における障害認定審査医員氏名および、担当する都道府県は、個人に関する情報に当たるとともに、開示した場合、障害年金請求者やその他の者から有形無形の働きかけが行われ、的確な障害認定に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条1号及び同条4号に該当し不開示とする。

イ しかし、異議申立人は、未開示部分の閲覧の許可を求める異議申立てを行った。理由としては以下を主張している。

(ア) 各年度の「全国障害認定医会議」の議事録について

「公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」などを挙げているが、認定医は全国に約200人おり、発言した認定医が特定できなければ、こうしたおそれが具体的にあるとは認められない。したがって、こうしたおそれを回避するのであれば、発言者の氏名、および発言中の個人が特定される情報のみを非開示とすれば足りるものである。認定医は障害年金の支給・不支給の決定を下す権限を有しており、公的権限を公使する存在に近く、認定医の間でどのような議論が交わされたのかは高い公益性を有している。また、障害者の生活を左右する権限の大きさとの比較衡量からすれば一定の説明責任や透明性が担保されるべきである。

(イ) 「平成25年度全国障害認定医会議」及び「平成25年度全国障害認定医会議（内部の障害）」の「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）」について

審議・検討をしている段階の内容であり、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」などを挙げているが、そもそも、障害年金の有期認定に関するガイドラインは、障害者の生活に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、高い公益性を有しているというべきであり、法7条に定める公益上の必要性があるものとする。むしろ、外部の意見を取

り入れず、検討過程も公表しないまま策定されるべきものではなく、公表することにより外部の意見を参考にすべきであり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に認定事務の運営に混乱を生じさせる」との見解自体が当を失していると言わざるを得ない。

(2) 諮問庁としての見解

ア 各年度の「全国障害認定医会議」の議事録について

まず、機構における全国障害認定医会議という会議は、公に一般的に広く公開されるものではなく、あくまで内部の事務遂行について自由闊達に意見を述べ、検討する場であり、外部への公開を想定したものではない。さらに、議事録においても内部文書という位置づけで、備忘録として作成されたものである。したがって議事録が一般的に広く公開されることにより、外部からの有形無形の働きかけが行われることを考え、活発な意見交換がなされなくなるおそれが蓋然性を持って言える。仮に公開を前提とした会議となった場合、硬直的かつ形式的な議論しか展開されず、こちらが求めている積極的かつ柔軟な意見交換の場が失われてしまう。さらに公表されないことを前提とした会議であるとして出席している出席者との信頼関係を損ないかねず、今後の出席率の低下をまねく影響を及ぼしかねない。

また「公とすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」に対し、発言者の氏名、および発言中の個人が特定される情報のみを非開示とすれば足りるとあるが、全国障害認定医会議については、個別事例に関する発言が含まれていること及び決定前の事項に関する情報が含まれているため、認定医の発言自体を公開してしまうと認定事務を担う全国の現場の混乱を招く結果となる。

加えて、昨今不合理な地域間格差の解消が求められている中、個別事案に関する意見交換の場を設けることは有意義と考えるが、一方では、その意見交換の内容が逐一公開することとなった場合、あたかもその基準が一般的な審査基準であるかのごとく誤解され、その審査基準を潜脱するような不適切な請求につながりかねない。障害年金の認定にかかる審査は、医学的に個別に判断する必要があり、機械的に判断できるものではないことに照らしても、適正な審査が行えないと蓋然性を持って言える。

上述の懸念事項を鑑みて、法5条3号に該当するものとして不開示とすることは妥当と考える。

なお、障害認定医は平素障害年金制度とは直接的に関連性や接点を有していない医師が機構の要請を受け、医学的知見の提供に伴う委

託契約をしているもので、異議申立てにある「認定医は障害年金の支給・不支給の決定を下す権限を有しており」には当たらず、「障害者の生活を左右する権限の大きさとの比較衡量」をすべき対象でもないことを念のため申し添える。

イ 「平成25年度全国障害認定医会議」及び「平成25年度全国障害認定医会議（内部の障害）」の「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）」について

有期認定ガイドラインとは、あくまで非公開のものであって、認定医会議の議題の中で、障害年金にかかる問題への対応策として挙げられた一つの提案であり、現段階で草稿段階のものであって、かたちを成していない。その検討内容を公開することにより、本来適正に規定すべき事項までもが外部から有形無形の働きかけが行われ、正式に決定できない懸念が挙げられる。有期認定の取り決めは、障害年金受給者及び請求者にとって繊細かつ機微な事項であり、未確定な事案を公開することにより、あたかもそれが決定事項として広まってしまった場合、認定事務を担う全国の現場及びお客様から誤解や憶測を招き無用の混乱を招くおそれがある。また上記アで述べたとおり、仮にガイドラインを開示した場合、この基準が一般的な審査基準であるかのごとく誤解され、その審査基準を潜脱するような不適切な請求につながりかねない。これにより本来適正に審査すべき事項にも影響を与えてしまい、結果業務に支障を及ぼす。

以上のことから本件については、法5条4号に該当するものとして不開示とすることは妥当と考える。

(3) 結論

以上のことから、本件については、諮問庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

2 補充理由説明書

(1) 議事録の不開示部分のうち、①発言者としての障害認定医の氏名等、及び②機構又は厚生労働省の職員の発言の中に、障害認定医の氏名等を呼称又は引用する部分は、法5条1号本文前段に規定する個人識別情報であり、かつ、障害認定医は機構が業務委託契約をし、官報等で公表することとしないこと等から同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もないことから、不開示とします。

ただし、厚生労働省の職員の氏名について、平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せにより、職務遂行に係る公務員の氏名は開示されることとなっています。また、機構の職員の氏名についても、同申合せに準じた取扱いをしています。よって、厚生労働省職員及び機構職員の氏名については、不開示とするまでもないと考えます。

- (2) 議事録の不開示部分のうち、会議に出席していない個人の氏名、専門分野、所属等を引用している部分は、法5条1号本文前段に規定する個人識別情報であり、かつ、発言の中で引用されているにすぎないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ロ及びハに該当する事情もないことから、不開示と考えます。
- (3) 各年度の「全国障害認定医会議」の議事録について、機構の事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において障害認定医が公表を意識することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることを考え、率直な意見交換が行われにくくなることが予想されます。その結果として、障害認定事務の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあります。また、障害認定実務においての方針が詳細に議論されており、公表することにより不正な請求等に悪用されかねないため、法5条4号に該当するものとして不開示とすることとを考えます。
- (4) 「平成25年度全国障害認定医会議」及び「平成25年度全国障害認定医会議（内部の障害）」の「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）について」は、審議・検討をしている段階の内容であり、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に認定事務の運営に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するものとして不開示とすることとを考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------------------|
| ① | 平成28年2月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月2日 | 審議 |
| ④ | 同月16日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 平成29年2月8日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年4月10日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月25日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑧ | 同年5月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「2010年1月以降に開かれた障害認定事務担当職員事務打ち合せ会、障害認定医会議それぞれの会議資料および議事録など議事内容が分かる資料等」である。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号、3号及び4号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分で不開示とされた部分のうち、別表1の1欄に掲げる部分を開示すべきであるとしているが、諮問庁は原処分を妥当としている。

このため、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、異議申立人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

異議申立人が開示すべきとする部分は、平成23年度から平成25年度までに5回開催された全国障害認定医会議の議事録（別表1に掲げる文書1ないし文書5）のうちの意見交換の部分、平成24年度に開催された同会議の資料3（別表1に掲げる文書6）及び平成25年度に2回開催された同会議のそれぞれの資料である「有期認定ガイドライン（たたき台）」（「論点」を含む。）（別表1に掲げる文書7及び文書8）である。

（1）別表1に掲げる文書1ないし文書5の不開示部分について

ア 障害認定医である発言者名及び発言部分

（ア）障害認定医である発言者名

当該部分は、発言を行った障害認定医の氏名（姓）及びその属する都道府県名又は関係する機構の組織名であり、それぞれ一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、下記a及びbの理由から同号ただし書イに該当するものとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

a 「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）では、「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の名」は、これを開示しても特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、法5条1号ただし書イに該当することとなり、公にするものとするとしている。

障害認定医は、機構が業務委託契約している医師であり、その身分について特段の規定はなく、公務員ではないことから、その氏名については、申合せは適用されない。

b 障害認定医の氏名については、法令の規定、官報や機構のホームページ上で公表している事実は認められない。

また、法6条2項の部分開示について検討すると、氏名（姓）は、個人識別部分であり部分開示の余地はなく、その余の部分であるその属する都道府県名又は関係する機構の組織名については、当該会議への出席認定医数が、諮問庁によると通常数十名程度であるとされることから、個人が特定される手掛かりとなるおそれがあり、部

分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条3号及び4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 障害認定医の発言部分

諮問庁は、全国障害認定医会議は、障害認定基準の改正事項やガイドラインの作成の趣旨・内容等の情報を共有し、かつ、障害認定医からその実務経験等も踏まえて自由闊達な意見を出してもらい、議論することを通じ、障害認定事務の一層の改善、向上を図るために開催するものであり、また、障害に係る機微な内容を取り扱うこと等から、同会議には一般の傍聴者の入場を認めていないと説明する。

その上で、諮問庁は、障害認定医の発言部分を公にすると、発言者の氏名を不開示にしたとしても、(i) 今後、硬直的かつ形式的な議論しか展開されず、機構が求めている積極的かつ柔軟な意見交換の場が失われてしまい、(ii) 公表されないことを前提とした会議であるとして出席している出席者との信頼関係を損ないかねず、今後の出席率の低下をまねく影響を及ぼしかねず、(iii) 障害認定に関して昨今不合理な地域間格差の解消が求められている中、意見交換の内容が逐一公開されることとなった場合、有期認定ガイドラインの案について、あたかもその基準が一般的な審査基準であるかのごとく誤解され、その審査基準を潜脱するような不適切な請求につながりかねないなど、機構の行う障害年金給付に係る業務に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

当審査会において文書1ないし文書5を見分した上で検討すると、障害認定医の発言部分は、医師としての知識、所見と密接不可分な内容であると認められ、たとえ発言者である障害認定医の氏名を不開示にしたとしても、発言部分を公にすると、障害認定に関する積極的かつ自由闊達な議論が損なわれるおそれは、障害認定の地域差の解消が求められるなど障害年金を巡る状況を踏まえると、否定できず、上記諮問庁の説明は首肯せざるを得ない。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同条1号及び3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 機構の職員及び厚生労働省の職員である発言者の職氏名及びその発言部分

(ア) 機構の職員及び厚生労働省の職員である発言者の職氏名

当該部分は、機構の職員（医師を含む。以下同じ。）の氏名（姓）

及び所属部署又は職名並びに厚生労働省の職員の氏名（姓）及び省名であり，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

厚生労働省及び機構の職員の職名は，法5条1号ただし書ハに該当すると認められる。また，諮問庁は，厚生労働省の職員の氏名については，申合せにより職務遂行に係る公務員の氏名は原則開示されることとなっていること，機構の職員の氏名についても，補充理由説明書において，申合せに準じた取扱いをしていると説明することから，同号ただし書イに該当すると認められる。

さらに，これを公にしても，率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，障害認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから，法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当しない。

したがって，機構の職員及び厚生労働省の職員である発言者の職氏名は，法5条1号，3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(イ) 機構の職員及び厚生労働省の職員の発言部分

a 障害認定医の氏名等を呼称又は引用している部分

当該部分は，発言において障害認定医の氏名（姓）及びその属する都道府県名又は番号若しくは関係する機構の組織名を呼称又は引用している部分であり，このうち，番号については，諮問庁によると，出席認定医ごとにその属する都道府県の北から順に付番されているとしている。

当該部分は，上記ア（ア）と同様の理由により，法5条1号に該当し，同条3号及び4号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

b 会議に出席していない個人に関する情報を引用している部分（文書1及び文書2）

当該部分は，発言において，会議に出席していない特定の個人の氏名（姓），専門分野，所属等を引用している部分である。

当該部分は，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，また，同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。さらに，当該部分は，個人識別部分であり，法6条2項の部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法5条1号に該当し，同条3号及び4号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

- c 有期認定に係る案について説明し，受け答え等している部分（上記 a を除く。）（文書 3 ないし文書 5）

当該部分は，発言において，文書 6 の有期認定に係る有期年数の取扱いの案並びに文書 7 及び文書 8 の「有期認定ガイドライン（たたき台）」について，説明し，受け答え等している部分である。

- (a) 当該部分のうち，下記 (b) の部分を除く部分は，文書 6 の有期認定に係る有期年数の取扱いの案並びに文書 7 及び文書 8 の「有期認定ガイドライン（たたき台）」について説明し，受け答えしている部分であり，下記 (2) イ (イ) 及び (ウ) と同様の理由により，法 5 条 3 号に該当し，同条 1 号及び 4 号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

- (b) 当該部分のうち，有期認定の根拠となる関係法令や課題等について説明している部分は，法 5 条 1 号に規定する個人に関する情報に該当せず，下記 (2) イ (エ) と同様の理由により，法 5 条 3 号及び 4 号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

- d 上記 a ないし c を除く部分

当該部分は，機構の職員及び厚生労働省の職員の発言のうち，上記 a ないし c を除く部分であり，議事の進行等を内容とする部分にすぎず，法 5 条 1 号に規定する個人に関する情報に該当せず，また，これを公にしても，率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，障害認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから，同条 3 号及び 4 号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(2) 別表 1 に掲げる文書 6 ないし文書 8 の不開示部分について

ア 文書 6 の不開示部分

当該部分は，平成 24 年 7 月 27 日開催の全国障害認定医会議の資料 3 の一部であり，有期認定に係る有期年数の取扱いの案等が記載されている。

- (ア) 当該部分のうち，下記 (イ) の部分を除いた部分は，有期認定の判断等に係る具体的な案であり，下記イ (イ) 及び (ウ) と同様の理由により，法 5 条 3 号に該当し，同条 4 号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

- (イ) 当該部分のうち，表紙から数えて 3 頁目の 1 行目ないし 14 行目は，資料番号，標題，有期認定に係る関係通知，有期年数の取扱い

の検討の趣旨等が記載されているにすぎないことから、下記イ（エ）と同様の理由により、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書7及び文書8の不開示部分

（ア）当該部分は、文書7の平成25年6月12日開催の全国障害認定医会議の資料1-1「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）」の一部及び資料1-2「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）論点」の一部並びに文書8の平成26年3月12日開催の全国障害認定医会議の資料1-1「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）」の一部及び資料1-2「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）論点」の全部である。

（イ）諮問庁は、理由説明書において、（i）有期認定ガイドラインとは、あくまで非公開のものであって、認定医会議の議題の中で、障害年金に係る問題への対応策として挙げられた一つの提案であり、現段階で草稿段階のものであって、形を成していないこと、（ii）その検討内容を公開することにより、本来適正に規定すべき事項までもが外部から有形無形の働きかけが行われ、正式に決定できない懸念が挙げられること、（iii）有期認定の取決めは、障害年金受給者及び請求者にとって繊細かつ機微な事項であり、未確定な事案を公開することにより、あたかもそれが決定事項として広まってしまった場合、認定事務を担う全国の現場及びお客様から誤解や憶測を招き無用の混乱を招くおそれがあること、（iv）仮にガイドラインの草稿段階のものを開示した場合、この基準が一般的な審査基準であるかのごとく誤解され、その審査基準を潜脱するような不適切な請求につながりかねず、これにより本来適正に審査すべき事項にも影響を与えてしまい、結果業務に支障を及ぼす旨説明し、さらに、補充理由説明書において、有期認定ガイドライン（たたき台）は、審議・検討をしている段階の内容であり、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に障害認定事務の運営に混乱を生じさせるおそれがある旨説明する。

（ウ）当審査会において、文書7及び文書8を見分した上で、上記諮問庁の説明を踏まえ検討すると、当該部分のうち、下記（エ）の部分を除いた部分は、諮問庁の説明のとおり有期認定の判断等に係る具体的な案であり、有期認定の取決めは、障害年金受給者及び請求者にとって、繊細かつ機微であるとともに支給の期間及び支給の有無が左右されかねない重要な内容であることから、これを公にすると、

外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれは否定しがたく、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められ、上記（イ）の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分のうち、下記（エ）の部分を除いた部分は、法5条3号に該当し、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- （エ）当該部分のうち、（i）文書7の資料1-1の表紙並びに文書8の資料1-1の表紙及び資料1-2の1頁目にそれぞれ記載されている機構の組織名は、原処分で既に明らかとなっている文書7の資料1-2の開示部分や平成25年度の2度の全国障害認定医会議の各資料の目次における有期認定ガイドラインの項に記載されている組織名と同じものであることが認められ、また、（ii）文書7の資料1-1及び文書8の資料1-1のそれぞれの表紙から数えていずれも3頁目（「1. 目的」）の全て並びに文書8の資料1-2の1頁目の全て（機構の組織名を除く。）は、会議の開催日、有期認定に係る関係法令やガイドライン作成の目的等が記載されているにすぎないと認められる。

したがって、当該部分のうち、上記（i）及び（ii）の部分は、これを公にしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は障害認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

- （1）異議申立人は、異議申立書において、本件対象文書は、法7条に定める公益上の必要性から、全面開示、もしくは発言者の氏名や個人情報をも特定できる情報のみを不開示として、それ以外の部分は開示するのが適当であると主張する。

しかしながら、上記2のとおり、法5条1号、3号及び4号柱書きに該当し、これを不開示とすることが妥当であるとした部分について、これを公にすることに、これを公にしないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

- （2）異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及

び4号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別表1の3欄に掲げる部分は、同条1号、3号及び4号柱書きのいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号、3号及び4号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 異議申立人が開示すべきとする部分			2 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法 5 条）			3 開示すべき部分
番号	文書名	不開示部分が含まれる頁	1号	3号	4号 柱書き	
1	平成 23 年度全国障害認定医会議（平成 23 年 11 月 18 日）議事録	11 頁ないし 38 頁	○	○	○	別表 2 の 2 欄のとおり
2	平成 23 年度全国障害認定医会議（平成 23 年 11 月 30 日）議事録	10 頁ないし 36 頁	○	○	○	別表 2 の 2 欄のとおり
3	平成 24 年度全国障害認定医会議（平成 24 年 7 月 27 日）議事録	20 頁ないし 49 頁	○	○	○	別表 2 の 2 欄のとおり
4	平成 25 年度全国障害認定医会議（平成 25 年 6 月 12 日）議事録	18 頁ないし 45 頁	○	○	○	別表 2 の 2 欄のとおり
5	平成 25 年度全国障害認定医会議（平成 26 年 3 月 12 日）議事録	21 頁ないし 41 頁	○	○	○	別表 2 の 2 欄のとおり
6	平成 24 年度全国障害認定医会議（内部・外部の障害）」（平成 24 年 7 月 27 日）の資料 3	3 頁ないし 6 頁		○	○	表紙から数えて 3 頁目（右肩に「資料 3-②」と表記されている頁）の 1 行目ないし 14 行目

7	平成25年度全国障害認定医会議（平成25年6月12日）の資料1-1「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）」及び資料1-2「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）論点」	全頁		○	○	資料1-1「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）」 ・表紙の日本年金機構の組織名 ・表紙から数えて3頁目（「1.目的」が記載される頁）の全て
8	平成25年度全国障害認定医会議（内部の障害）（平成26年3月12日）の資料1-1「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）」及び資料1-2「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）論点」	全頁		○	○	資料1-1「障害年金有期認定ガイドライン（たたき台）」 ・表紙の日本年金機構の組織名 ・表紙から数えて3頁目（「1.目的」が記載されている頁）の全て 資料1-2「有期認定ガイドライン（たたき台）論点」 ・1頁目の全て

別表2 別表1に掲げる文書1ないし文書5の開示すべき部分

番号	文書名	1 不開示とすることが妥当である部分	2 開示すべき部分
1	平成23年度全国障害認定医会議（平成23年11月18日）議事録	<p>1 障害認定医の発言者名（氏名（姓）及びその属する都道府県名又は関係する日本年金機構の組織名）及び発言部分</p> <p>2 日本年金機構又は厚生労働省の職員の発言の中で呼称又は引用されている障害認定医の氏名（姓）及びその都道府県名又は番号若しくは関係する日本年金機構の組織名</p> <p>3 日本年金機構又は厚生労働省の職員の発言のうち、以下に掲げる部分（会議に出席していない個人に関する情報） 12頁の19行目9文字目ないし29文字目</p>	左欄を除く全て
2	平成23年度全国障害認定医会議（平成23年11月30日）議事録	<p>1 障害認定医の発言者名（氏名（姓）及びその属する都道府県名又は関係する日本年金機構の組織名）及び発言部分</p> <p>2 日本年金機構又は厚生労働省の職員の発言の中で呼称又は引用されている障害認定医の氏名（姓）及びその都道府県名又は番号若しくは関係する日本年金機構の組織名</p> <p>3 日本年金機構又は厚生</p>	左欄を除く全て

		<p>労働省の職員の発言のうち、以下に掲げる部分 （会議に出席していない個人に関する情報）</p> <p>(1) 14頁の12行目3文字目及び4文字目</p> <p>(2) 15頁の31行目1文字目ないし29文字目</p>	
3	平成24年度全国障害認定医会議（平成24年7月27日）議事録	<p>1 障害認定医の発言者名（氏名（姓）及びその属する都道府県名又は関係する日本年金機構の組織名）及び発言部分</p> <p>2 日本年金機構又は厚生労働省の職員の発言の中で呼称又は引用されている障害認定医の氏名（姓）及びその都道府県名又は番号若しくは関係する日本年金機構の組織名</p> <p>3 日本年金機構又は厚生労働省の職員の発言のうち、以下に掲げる部分 （有期認定の判断等に係る案についての発言部分）</p> <p>(1) 36頁の5行目ないし最終行目</p> <p>(2) 37頁の1行目ないし14行目37文字目</p> <p>(3) 38頁の9行目15文字目ないし11行目及び13行目ないし16行目26文字目</p> <p>(4) 39頁の18行目3</p>	左欄を除く全て

		<p>2文字目ないし19行 目30文字目</p> <p>(5) 44頁の16行目ないし最終行目</p> <p>(6) 45頁の1行目ないし15行目及び18行目ないし26行目4文字目</p> <p>(7) 46頁の8行目12文字目ないし9行目</p> <p>(8) 47頁の12行目ないし17行目</p> <p>(9) 48頁の2行目ないし最終行目</p> <p>(10) 49頁の1行目ないし16行目21文字目</p>	
4	平成25年度全国障害認定医会議（平成25年6月12日）議事録	<p>1 障害認定医の発言者名（氏名（姓）及びその属する都道府県名又は関係する日本年金機構の組織名）及び発言部分</p> <p>2 日本年金機構又は厚生労働省の職員の発言の中で呼称又は引用されている障害認定医の氏名（姓）及びその都道府県名又は番号若しくは関係する日本年金機構の組織名</p> <p>3 日本年金機構又は厚生労働省の職員の発言のうち、以下に掲げる部分（有期認定の判断等に係る案についての発言部分）</p> <p>(1) 28頁の5行目ない</p>	左欄を除く全て

		<p>し 2 1 行目及び 2 4 行 目ないし最終行目</p> <p>(2) 2 9 頁の 1 行目ない し 3 1 行目 7 文字目</p> <p>(3) 3 0 頁の 7 行目 8 文 字目ないし 1 1 行目, 1 8 行目 1 文字目ない し 3 6 文字目及び 2 8 行目</p> <p>(4) 3 1 頁の 3 行目</p> <p>(5) 3 2 頁の 2 8 行目な いし 3 2 行目 5 文字目</p> <p>(6) 3 3 頁の 1 9 行目 2 3 文字目ないし最終行 目</p> <p>(7) 3 4 頁の 1 行目及び 2 行目, 2 6 行目 2 1 文字目ないし 2 8 行目 8 文字目, 3 3 行目 6 文字目ないし 2 4 文字 目及び 3 4 行目ないし 最終行目</p> <p>(8) 3 5 頁の 1 行目ない し 1 3 行目, 1 4 行目 2 5 文字目ないし 1 5 行目 1 1 文字目及び 2 3 行目 7 文字目ないし 1 6 文字目</p> <p>(9) 3 6 頁の 1 0 行目 1 文字目及び 2 文字目並 びに 2 0 行目ないし 2 3 行目</p> <p>(10) 3 7 頁の 2 6 行目 7 文字目ないし最終文 字目</p> <p>(11) 3 8 頁の 2 7 行目 ないし最終行目</p>	
--	--	---	--

		<p>(12) 39頁の1行目ないし7行目, 9行目9文字目ないし16行目33文字目及び18行目ないし20行目28文字目</p> <p>(13) 41頁の10行目ないし12行目, 16行目1文字目ないし4文字目及び29行目ないし31行目5文字目</p> <p>(14) 42頁の12行目12文字目ないし13行目</p> <p>(15) 43頁の23行目ないし25行目19文字目</p>	
5	平成25年度全国障害認定医会議(平成26年3月12日)議事録	<p>1 障害認定医の発言者名(氏名(姓)及びその属する都道府県名又は関係する日本年金機構の組織名)及び発言部分</p> <p>2 日本年金機構又は厚生労働省の職員の発言の中で呼称又は引用されている障害認定医の氏名(姓)及びその都道府県名又は番号若しくは関係する日本年金機構の組織名</p> <p>3 日本年金機構又は厚生労働省の職員の発言のうち, 以下に掲げる部分(有期認定の判断等に係る案についての発言部分)</p> <p>(1) 29頁の29行目な</p>	左欄を除く全て

		<p>いし最終行目</p> <p>(2) 30頁の1行目1文字目ないし10文字目及び5行目ないし16行目</p> <p>(3) 31頁の8行目12文字目ないし11行目</p> <p>(4) 32頁の22行目ないし31行目32文字目</p> <p>(5) 34頁の5行目12文字目ないし6行目</p> <p>(6) 35頁の9行目12文字目ないし10行目及び23行目12文字目ないし29行目28文字目</p> <p>(7) 36頁の5行目ないし18行目及び31行目ないし32行目5文字目</p> <p>(8) 37頁の20行目ないし27行目</p> <p>(9) 38頁の16行目ないし19行目32文字目及び28行目12文字目ないし32行目</p> <p>(10) 39頁の1行目ないし6行目, 9行目1文字目ないし38文字目, 15行目ないし18行目及び23行目ないし最終行目</p> <p>(11) 40頁の1行目1文字目ないし11文字目</p> <p>(12) 41頁の17行目</p>	
--	--	---	--

		1文字目ないし25文字目	
--	--	--------------	--